

公取協発第1572号
平成22年10月20日

公取協加盟団体事務局 経由
会員事業者各位 殿
個別会員事業者各位 殿

医療機器業公正取引協議会
常任運営委員会
委員長 青木 由雄
(協議会印略)

**医療機関等の開院、新病棟完成、新医療機器導入の検診センター完成等の
新聞告知広告に医療機器事業者が協賛広告を行うことについて（通知II）**

会員事業者におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、医療機関等が開院する場合や既存の医療機関等の新病棟等が完成した場合、さらに、新しい診断機器を導入して検診センターをオープンした場合等において、これらを広く知らしめるために一般消費者を読者とする新聞に、医療機関等の告知広告（対談形式その他の方法の場合を含む。以下「開院告知広告」といいます。）が掲載されることがあり、開院告知広告の下段には、事業者の社名広告が掲載されている場合があります。

このような開院告知広告に協賛して、事業者が社名広告を掲載することにつきましては、平成18年8月に常任運営委員長名でガイドラインを発出し、**医療機関等が負担すべき広告費用の肩代わりに当たり、規約違反**となることから、このような要請には応じないよう通知しており、また、規約説明会や公取協ニュース、回答速報等を通じて、繰り返し周知徹底させていただいております。

しかしながら、このような社名広告掲載の要請は、いまだに多く見受けられ、残念ながら、今期も既に違反事案が発生しており、規約実施以来約12年間で25件、前記通知発出以後においても9件の違反事案が発生しております。

当協議会といたしましては、このような状況は大変由々しき状況であると認識し、今年の規約説明会でも取り上げていますが、規約違反を起こさないよう**再度、通知させていただきます、今後は、厳正に対処**する所存です。

会員事業者の皆さまにおかれましては、この趣旨をご理解いただき、**規約遵守の徹底**をお願いいたします。

以上

別添資料：「医療機関等の開院、新病棟完成、新医療機器導入の検診センター完成等の新聞告知広告に医療機器事業者が協賛広告を行うことについて（通知）」（平成18年8月31日 公取協発第911号 公取協加盟団体事務局 経由会員事業者・個別会員事業者宛 常任運営委員長通知）

公取協発第911号
平成18年8月31日

公取協加盟団体事務局 経由
会員事業者各位 殿
個別会員事業者各位 殿

医療機器業公正取引協議会
常任運営委員会
委員長 青木 由雄
(協議会印略)

医療機関等の開院、新病棟完成、新医療機器導入の検診センター完成等の
新聞告知広告に医療機器事業者が協賛広告を行うことについて（通知）

会員事業者におかれまして、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、皆さまには既に規約説明会や公取協ニュース、回答速報等を通しての説明や通知をしておりますが、医療機関等が開院する場合や既存の医療機関の新病棟等が完成した場合、さらに、新しい診断機器を導入して検診センターをオープンした場合等において、これらを広く知らしめるために一般消費者を読者とする新聞媒体等を使って医療機関の告知広告が掲載されることがあり、これらの広告の下段には、医療機器事業者の社名広告が出されている場合があります。

このことに関しては、これまで医療機器事業者が広告掲載費用を負担することは、医療機関等が本来負担すべき費用の肩代わり行為になり、規約に違反するとしています。

今後、このような行為は、規約違反として厳重な措置を採ることにいたしましたので、ご承知置きください。

本通知では、前記の事項について、改めて協賛広告はできないことを貴社内で周知徹底を図っていただくとともに、下記の場合においても注意が必要です。周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

—記—

1. 社名広告（住所・電話番号等を含む。）だけでなく、写真や企業スローガン、さらに簡単な文章等を入れた広告（企業広告風の広告）を、医療機関等の開院、新病棟完成、検診センター等のオープン広告の下段に協賛し、広告出稿することは、医療機関等への費用の肩代わりになり、規約違反に該当します。また、これらの広告の協賛依頼が建設会社等からあっても、医療機関等への費用の肩代わりの間接提供として、規約違反になります。
2. また、医療機関等の建設を請け負った建設会社の現場が、建設に伴う種々の経費を補うため、現場共益費等と称して金銭を集め、集めた現場共益費等の一部が広告掲載費用に転用され、事業者が知らない間に社名広告が掲載される場合があります。

会員事業者におかれては、現場共益費等を負担しなければならない場合においては、負担する条件として、医療機関等の開院広告や新病棟完成広告等に係る広告に使用しないことを、文書で確認をとるようにしてください。

* 今後も医療機関等の開院広告や新病棟完成広告等の広告掲載依頼が、医療機関等や広告代理店、建設会社等からあると思いますが、断ったにもかかわらず、知らない間に広告掲載がなされた場合もありますので、断った場合には貴社内の記録として日時、依頼者氏名、対応者、その内容を記した文書を残すようにしてください。

なお、文書を残しておくことが断ったことの証拠書類になります。

以上